

平成25年4月から

短期給付に係る附加給付内容の見直しについて

共済組合では、法律で定められた給付（法定給付）とは別に、定款で定める給付（附加給付）を実施しております。

この附加給付について、総務省福利課より他の医療保険制度との均衡を勘案し見直すよう強く要請されており、この要請に基づき本組合では職員側議員協議会等で検討していましたが、平成25年4月より附加給付を以下のとおり見直すこととなり、平成25年2月28日の組合会で承認されましたのでお知らせします。

1. 上位所得者区分の設定と基礎控除額の引上げ

平成25年4月から附加給付等（家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、一部負担金払戻金）の支給について、給料月額424,000円（特別職：530,000円）以上の組合員を上位所得者として区分し、上位所得者に係る基礎控除額を以下のとおり段階的に引き上げることとなります。

所得者区分	現行	平成25年4月～	平成26年4月～	平成27年4月～
上位	25,000円 (50,000円)	33,000円 (66,000円)	41,000円 (82,000円)	50,000円 (100,000円)
一般	25,000円 (50,000円)			

※（ ）内は合算高額療養費附加金の基礎控除額です。

※ 給料月額が424,000円（特別職：530,000円）未満の組合員（所得区分：一般）の基礎控除額は現行と変わりません。

2. 災害見舞金附加金の廃止について

平成25年4月1日で災害見舞金附加金は廃止となります。ただし、平成25年3月31日までに給付事由が発生した場合は、従来どおり災害見舞金附加金を給付します。